

総社市出張所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第32号

総社市出張所規則の一部を改正する規則

総社市出張所規則（平成17年総社市規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（出張所の分掌事務） 第3条 出張所において分掌する事務は、次のとおりとする。 山手出張所等 （1）～（25）略 （26）国民健康保険被保険者資格の認定に関すること。 （27）～（34）略 北出張所，西出張所及び昭和出張所 略 2 略</p>	<p>（出張所の分掌事務） 第3条 出張所において分掌する事務は、次のとおりとする。 山手出張所等 （1）～（25）略 （26）国民健康保険被保険者資格の認定<u>及び被保険者証の交付</u>に関する こと。 （27）～（34）略 北出張所，西出張所及び昭和出張所 略 2 略</p>

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。